

京都市告示第 13 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に
より告示します。

平成19年4月2日

京都市 南区長 岡山 佳代子

(南区役所区民部固定資産税課)